

訪問介護事
日常生活支援総合事業 第1号訪問事業
運営規程
ホームヘルプステーション城西

(事業の目的)

第1条 ホームヘルプステーション城西(以下、「事業所」という。)が行う訪問介護事業及び「第1号訪問事業(訪問介護相当)」(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下「要介護等」という。)に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下、「訪問介護員等」という。)が利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援等の適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

第1号訪問事業の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 サービスの実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービス事業者等の連携を図りサービスの提供に努める。

(事業所の名称および所在地)

第3条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルプステーション城西
- (2) 所在地 青森県弘前市大字茜町二丁目1-18

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、職員の指導監督にあたる。

- (2) サービス提供責任者 1名 (常勤)

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成変更を行い、利用者の申し込みに係る

調整にあたる。利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅支援事業所等との関連に努める。

訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を支持するとともに、利用者の状況について伝達し、業務の実績状況を把握する。

訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を行い、自らもサービスの提供にあたる。

- (3) 訪問介護員等 3名 (1名が常勤・兼務、2名が非常勤・兼務)
訪問介護員は、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。ただし、日曜日、8月14日、1月1日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問介護の内容及び利用料、その他の費用の額)

第6条 訪問介護のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

身体介護及び生活援助の見守りの援助

3 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び指定市町村が定める基準によるものとする。当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された1割か2割の額とする。

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る利用料の額)

第6条-2 利用者のうち、第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得額が政令で定める額以上である場合は、前条第3項に規定する利用料の額を3割とする。

3 サービスの質の確保

(1) 感染症、管理体制の強化

事業所は感染症の管理体制の徹底を図る観点から、感染予防対策をマニュアル化し、職員へ周知徹底する。また、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するため、業務継続に向けた計画等の作成、定期的な会議の開催、研修・訓練(シュミレーション)の実施を行い、まん延防止の体制整備をする。

感染症の、予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催し、その結果を周知する。

(通常の実施地域)

第 7 条 通常の実施地域は、弘前市とする。

※上記以外の地域に居住の方でも、希望する場合は相談することができるものとする。

(緊急時における対応方法)

第 8 条 訪問介護員等は、サービスの提供中利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、家族への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このためホームヘルプステーション城西では、あらかじめ損害賠償保険に加入している。

(守秘義務について)

第 9 条 事業所又は職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。また、職員は退職後も同様とし、その旨を雇用契約の内容としている。

2 サービス提供にあたり、サービス担当者会議などにおいて、利用者又はその家族等に関する情報を用いる場合には、利用者又はその家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施。

(3) 虐待を防止するための担当者の設置

(4) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員、又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理及び訪問介護員等の健康管理等)

第 11 条 事業所は、サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、訪問介護員に対して感染等に対する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(電磁的記録に関する事項)

第12条 サービスの提供にあたり、作成、保存他の書面を電磁的記録により変えることができるものとし、また、交付、説明、同意、承諾等は相手方の同意を得て電磁方法によることができるものとする。

(非常災害対策・ハラスメント対策)

第13条 非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 事業所は非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施を行う。
- (2) 事業主は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他の運営規程についての留意事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等に対し個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年6回以上
- 2 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口としてサービス提供責任者を充てることとする。苦情は法人が定めた第三者委員、市町村介護保険担当課、青森県国民健康保険団体連合会相談苦情窓口、青森県運営適正委員会に申し出る事ができる手順について説明し文書を配布する。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人つがる三和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

1. この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
1. この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
1. この規定は、平成22年10月 1日から施行する。
1. この規定は、平成23年12月 5日から施行する。
1. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
1. この規定は、平成24年11月 1日から施行する。
1. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
1. この規程は、第6条-2の規定を除き平成27年4月1日から施行する。

1. この規程中、第6条-2の規定は改正法の施行の日（平成27年8月1日）から施行する。
1. この規程は、平成28年 3月 25日から施行する。
1. この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。
1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
1. この規程は、第6条-2の規定を除き平成30年4月1日から施行する。
1. この規程は、第6条-2の規定は改正法の施行の日(平成30年8月1日)から施行する。
1. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
1. この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
1. この規程は、令和2年 3月 1日から施行する。
1. この規程は、令和2年 8月 1日から施行する。
1. この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。